

令和5年度羽村市総合体育大会運営費補助金交付要綱

第1条 目的

この要綱は、特定非営利活動法人羽村市体育協会(以下「体協」という。)が、羽村市総合体育大会の各競技種目を主管する加盟団体等に対し、その運営に要する経費の一部を補助するために補助金及び対象経費の範囲並びに交付手続き等について定めることを目的とする。

第2条 交付団体

交付の対象となる団体(以下「団体」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 羽村市総合体育大会の競技種目を主管する体協加盟団体
- (2) 羽村市総合体育大会の競技種目を主管する前号以外の団体

第3条 対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

対象経費	単価基準等	説明
謝金	1日 4,000円 半日 2,000円以内	運営の一部を自団体関係者以外の者に依頼した際の謝礼金(審判員、計時員等)
消耗品費	実費	事業の実施に必要な事務用品、ボール代、コピー代、その他一般消耗品類。ただし、参加賞に類するものは、補助の対象としない。
食料費	1日1回 600円以内	大会当日の弁当・飲料代 支給の範囲は、大会本部役員(もっぱら運営に当る役員)及び審判員とする。 ただし、各チーム等から選出する審判員(いわゆる責任審判員)は、補助の対象としない。
印刷製本費	実費	プログラム、ちらし、記録の作成に要する費用で業者発注したもの
通信費	実費	郵券料(切手、はがき)とする。ただし、電話代は補助の対象としない。
使用料	実費	無料施設を利用できない場合の会場使用料及び器材等の使用料とする。ただし、自動車の使用料及び宿泊施設の使用料は補助の対象としない。

第4条 補助金の額

補助金の額は、2万円を最低限度として、対象となる経費から参加費を除いた金額に、3分の1を乗じた額から、1,000円未満の端数を切捨てるものとする。対象経費が2万円を下回っている場合には、対象経費までの金額(千円未満切捨て)とします。

なお、補助金総額は当該年度予算の範囲内で体協会長(以下「会長」という。)が定める。

第5条 交付申請

団体が補助金の交付を受けようとするときは、羽村市総合体育大会運営費補助金交付申請書(様式第1号)に、総合体育大会実施計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)を添付し、会長に提出しなければならない。

第6条 交付決定

会長は、補助金の交付申請があったときは内容を審査し、その交付の決定を羽村市総合体育大会運営費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該団体に通知するものとする。

第7条 実績報告

団体は、交付決定に係る事業が完了したときは、総合体育大会実施結果報告書(様式第5号)に収支決算報告書兼運営費補助金精算書(様式第6号)を添付し、速やかに会長に提出しなければならない。

第8条 補助金の確定

会長は、前項の報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額の確定を行うものとする。

第9条 補助金の精算

会長は、前項の額の確定をした場合に、既に交付している補助金が確定額を上回っている場合は、羽村市総合体育大会運営費補助金確定通知書(様式第7号)により、団体に対して補助金の返還請求を行うものとする。

第10条 決定の取消

団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を他の目的に使用したとき。

第11条 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。